

韓国の外国人労働者受け入れ政策の先進性について： 日韓比較の視点から

足立文彦
Fumihiko ADACHI

A Comparative Study of the Reception Policy of Foreign Workers:
Japan and Korea

はじめに

本稿の目的は、韓国における外国人労働者受け入れ政策の先進性を確認し、そのような政策の採用に至った社会経済学的理由について、広義の開発経済学の枠組みを用いて、いくつかの作業仮説を提示することである。

筆者の開発経済学の主要テーマは、人間開発概念を用いた経済開発概念の拡張、日本の経済開発の経験が現代の途上国に対して持つ含意の検討、タイを中心とする開発途上国の産業発展や地域開発のフィールドワークなどであり、これまで韓国を研究対象とすることはなかった。

今回の研究の直接のきっかけは、本学大学院文学研究科・社会学専攻・博士後期課程の久永佳子の研究であり、そこで示された韓国の外国人労働者受け入れ政策の先進性について、わが国の政策との比較を念頭に置きつつ、その違いを説明する作業仮説について考えてみるとが、きわめて重要であると考えるに至ったためである¹。その意味で本稿は研究指導に資するための教育的研究である。

論文の構成は以下の通り。

1. 韓国の外国人労働者受け入れ政策
 2. 開発経済学と後発性の利益
 3. 経済開発と労働移動
 4. 韓国の外国人労働者受け入れ政策の先進性を説明するための作業仮説
-
1. 韓国の外国人労働者受け入れ政策
 - (1) 外国人労働者受け入れの前段階

1945年8月15日、日本の敗戦によって独立への希望を抱いた韓国であったが、38度線を境とする米ソの対立は激しく、南では1948年8月15日に李承晩大統領が率いる大韓民国が成立した。しかし、ソ連の支援を受けた北朝鮮による共産主義化工作は激しく、ついに1950年6月25日に朝鮮戦争が勃発、国土を荒廃させた激しい攻防の末、53年7月27日の休戦協定成立時に残されたのは、分断され破壊されつくした国土と国家であった。

これとは対照的に、朝鮮戦争による特需で戦後復興が軌道に乗った我が国では、1956年の『経済白書』が「もはや戦後ではない」とした。この間に、農村余剰労働力の都市工業部門への吸収が進んで、1960年前後には過剰労働の終焉を意味する「転換点」を迎える、西ドイツと並んで奇跡とたたえられた高度成長の時代へと突入した。

韓国では1960年代に入ると軍事クーデターによって政権を握った朴正熙政府が、日本の経験に学び、これに追いつき追い越すべく強力な経済成長政策を推進し、開発独裁体制下での経済成長の結果、60年代の末から70年代の初期に「転換点」を迎えた（渡辺1986：67-74）。

こうして労働過剰経済から労働不足経済に転換した経済は、一方で労働集約型から資本技術集約型産業への構造転換を進め、他方で、低賃金生産基地を求めての海外直接投資が開始され、その一環として、低賃金海外労働力の導入が検討されることになる。

(2) 外国人労働者受け入れの開始：久永の研究の要旨²

日本で民間ベースによる技術協力機関として海外技術者研修協会が設立され、開発途上国の産業人材の育成のための研修生受け入れ事業が始まったのが1959年である。同協会は主として海外進出日系企業のために現地従業員を日本に招いて技術教育を行った。その後、地場産業や下請け企業など、国内の低賃金労働集約型産業の人手不足に対処する形で、1989年に出入国管理および難民認定法が改正されて日系南米人の来日就労の道を開き、また、1991年には研修・技能実習生の導入を図る目的で国際研修協力機構が設立された。

韓国も1991年には海外投資企業研修制度を導入し、1994年には産業研修生制度を導入した。こうして、日韓両国で在外企業から研修生を招いて技術移転を図るとともに、主として低賃金労働力の確保を目的とする外国人労働力の来住就労の道を開き、それに関連して外国人労働者の生活保障を中心とする人権保護の問題を共有することになった。

韓国の場合、産業研修生制度の下で、低賃金、強制労働、賃金遅配、暴力などの人権問題が露呈し、さらに、入国時のブローカーの介在が多額の入国費用を必要とする事態を招き、出身国別賃金格差に直面するなどの矛盾が深刻化した。この頃から外国人労働者の支援活動が本格化しており、そのことが2004年8月の外国人労働者の雇用等に関する

る法律の施行による雇用許可制につながった。

(3) 外国人労働者受け入れ政策の転機：雇用許可制以後

産業研修生制度が露呈した問題点に対処する目的で、外国人労働者の人権を保護し、非合法労働者問題を解決し、人権団体や労働団体の要請にこたえる形で政府が講じた政策が雇用許可制である。この制度の基本理念は、国内に労働力を求めることができない事業主に適正な規模の外国人労働者を一定期間合法的に雇用できるようにすることである。

雇用許可制によって外国人労働者と外国国籍同胞（主として韓国系中国人）は、韓国人と同等に労働基準法、労働組合法、最低賃金法、産業安全保護法を適用されることになった。その結果、総在留外国人数は2004年の約75万人から2011年の約139万人へと著増した。うち雇用許可制での入国者が35%を占め、外国国籍同胞の特例雇用者がその過半を占める。また、政府は一定の要件を満たす外国人労働者支援団体に対し必要経費を補助し始めた。

その後、国際結婚などによる移住者の増加にともない2007年には在韓外国人待遇基本法を定め、翌年には多文化家族支援法を制定して多文化共生社会を構築する方向での新たな移民政策を打ち出した。

これまで述べたとおり、外国人労働者受入れに関する韓国の特徴は、行政と民間の外国人労働者支援のための協力にある。行政は支援が行き届かない地方では、既存のNGOなどに委託する形で「外国人労働者支援センター」を、彼らの集住地域に設立している。2010年7月までに設立された受託機関8か所の運営主体別内訳は、教会系3か所、労使のコンソーシアム系3か所、大学1か所、仏教系1か所である。それらの活動内容はほぼ共通しており、母国語でのコールセンター設置と悩み事相談、韓国語教室、コンピューター教室、無料医療診療、各種文化事業などである。この他にも何らかの形で外国人労働者や外国国籍同胞に対する支援活動を展開する政府登録市民団体は150に上る。

このような韓国の外国人労働者政策は、新しい外国人労働者受け入れモデルとして国際的にも注目されている。外国人労働者と家族の労働と生活を支援する市民団体や宗教団体の活動には、行政との協力においても日本より進んだ面がうかがわれる。

他方、日本の外国人労働者政策に関しては、国連の「移住者の人権に関する特別報告」の報告者ホルヘ・ブスタマンテが、訪日調査報告において、移住者の入国・在留の管理だけでなく、社会統合や就労・医療・住宅・教育を含む人権保護に関する包括的な移民政策の必要を唱え、研修・技能実習制度については、研修生・実習生の心身の健康、身

体的尊厳、表現・移動の自由などの権利を侵害しているので、制度を廃止し、早急に雇用制度に移行すべきであると指摘している。

ここに、日本の外国人労働者政策が、隣国韓国の経験に学ぶべき理由がある。

2. 開発経済学と後発性の利益

ロシアからアメリカに渡った経済史家アレクサンダー・ガーシエンクロンは、西欧と後発のロシアや日本の経済発展を比較研究する中から、後発国が先発国の経験に学んでより効果的かつ迅速に導入技術を吸収し、産業社会が直面する課題に対処し、先発国に追いつく過程を圧縮させることを発見した。このことは経済史や開発経済学の分野では、「後発性の利益」として知られている³。

日本の近代化が、「富国強兵・殖産興業」に始まるキャッチアップ過程を経て、第二次大戦後には、工業発展においてヨーロッパの主要国を追い越したように、キャッチアップ過程は、先発国への追いつきとともに追い越す可能性を秘めている。

具体的な事例を見ると、第一に、工業化が初期の軽工業中心から後期の重化学工業を中心へと移行する過程について、ホフマン比率（軽工業生産額/重化学工業生産額）の低下速度が、欧米→日本→韓国・台湾・中国の順に加速していることがわかる（渡辺2010a：108－111）。

第二に、人口増加率が、伝統社会の高出生率・高死亡率・低人口増加率から、死亡率の漸減による人口増加率の急増、ついで出生率の漸減による人口増加率の低下を経て、低出生率・低死亡率の人口安定社会に至る人口転換について、イギリス、日本、インドの間で、人口転換過程の圧縮がみられる（渡辺2010a：29－35）。その後、工業化の成熟に達したアジア諸国で合計特殊出生率の急激な低下が観察され、西欧諸国の水準を下回る少子化社会が誕生しつつあることは周知のとおりである。

最後に、人口の年齢構成についても、戦後のベビーブームをへて、日本の生産年齢人口比率（全人口に占める15－64歳の人口の比率）が、1960年代に急上昇し、その後、少子高齢化時代を迎えて、2000年頃から生産年齢人口比率が急激に低下した。これに対し、東アジア諸国では1980年代に生産年齢人口比率の急激な上昇を経験し、働き盛りの人口が高度成長を牽引した。しかし、2010年代には、同比率はピークに達し、東アジア諸国も日本と同様の少子高齢化社会を迎えようとしている。

日本の高齢化速度が欧米諸国に比較してきわめて急速であることは、よく知られており、その対策の遅れが危機感をあおっている。このことを数字で確かめると、人口高齢化率（65歳以上人口が全人口に占める比率）が7%から14%に倍増するのに要する期間は、フランス115年、スウェーデン85年に対し、日本は24年、韓国18年、中国25年であ

る（渡辺2010a：55）。韓国が少子高齢化対策として日本以上に外国人労働力の導入に熱心な理由の一端があると言えよう。

他方、東アジア諸国に先駆けて少子高齢化社会に突入する日本が、官民を挙げての努力によって、現下の閉塞感を克服し、成熟した高齢社会を迎える社会経済体制の構築に成功すれば、東アジア諸国は、日本を手本とする「後発の利益」を享受することができる。その意味で、日本の少子高齢化対策は文明史的実験であるといえる。

3. 経済開発と労働移動

ここでは、近代化過程における人口構造の変化を、労働市場の側面に限定し、労働力の農業部門から工業部門への移動と、工業化の高度化過程における、企業の海外進出および外国人労働力の導入に至る道筋を整理する。

一国の経済発展（工業化）は、伝統的農業社会における工業部門の誕生・発展と農工間労働移動の歴史である。伝統的農村は、限られた耕地での営みによって、多くの人口が生存維持水準で暮らす社会である。子沢山の農家では、家族成員のうち一人や二人が農外労働に引き抜かれても農業生産は減ることがないという意味で、過剰労働が存在するという⁴。

戦後の日本では、復興から高度経済成長に向かう過程で、農村に滞留する低生産性の過剰労働力が、生産性の高い都市工業部門に吸収され、工業化と都市化が進む。農業後継者である長男以外の農家の二・三男や、子女の出稼ぎ・離村の過程である。こうして過剰労働力の吸収が進むと、それ以上の農業労働力の引き抜きは、農業生産の減少を招くという意味で、「人手余り」から「人手不足」への転換が起こり、不熟練労働力の不足に伴う賃金の上昇によって転換点が確認される。日本の転換点は1960年前後、韓国の転換点は1970年前後である（渡辺1986：67－74）。韓国の経済復興と発展が、朝鮮戦争後の混乱を収束した朴正熙の開発独裁体制下であったことを考えると、転換点に至る過程について、西側自由主義諸国の同盟国として、いち早く戦後復興を実現し高度成長を達成した日本からの「後発の利益」があったことは疑いの余地がない。

転換点を迎えた経済社会は、不熟練労働力から熟練労働力中心への産業構造の高度化を図ると同時に、低賃金・不熟練労働集約部門の外国進出ないし、外国人低賃金労働力の導入といった選択に直面する。

久永の研究成果の要約で紹介したとおり、韓国では1991に「海外投資企業研修制度」を導入し、海外の韓国系企業で働く労働者の韓国での研修・技能実習を可能にした。その後、1994年に産業研修生制度、2004年に「外国人勤労者の雇用等に関する法律」が施行され、2007年には「在韓外国人待遇基本法」、さらに2008年には「多文化家族支援法」

が施行されて、日本よりも早く多文化共生社会のビジョン構築が進んでいる。その背後には、キリスト教会、民主化運動団体、労働運動団体、派独労働者（鉱夫、看護師）団体の熱心な取り組みがあったことも知られている。

また、生産技術面で日本への追いつきを図った韓国経済が、生産コスト面での優位を維持するために、低賃金の外国人労働力を導入しただけではなく、実は、国内労働市場においても、日本に先んじて規制緩和を行い、その結果、日本以上の非正規大国、ワーキングプア大国になっていることも知っておく必要がある。賃金労働者に占める非正規雇用の割合（2006年）は、韓国の55%に対して日本が33%である。世界市場における家電、自動車業界で、日本企業を猛追する韓国企業の経営戦略の中に、所得格差の拡大を招き、経済社会の不安定化を招く要素が潜んでいることにも注目しなければならない。実は、このような韓国人非正規労働者の存在が、その下に外国人労働力を位置づける形で、韓国人正規雇用、韓国人非正規雇用、外国人労働力という三層の労働力市場構造を生み出している可能性がある（NHK 2008：13－59）。

以下では、戦後の経済社会発展の諸側面で、西側自由主義諸国の同盟国であり隣国でもあるという理由で、長きにわたり、先発国日本の「後発の利益」を享受してきた韓国が、外国人労働力の導入とその人権保護について、日本よりも一步先んじた社会経済政策を採用するに至った理由を作業仮説の形で提示する⁵。

4. 韓国の外国人労働者受け入れ政策の先進性を説明するための作業仮説

(1) 歴史

海に囲まれた日本は、長い歴史の中で独立を脅かされることが少なかった。むしろ朝鮮半島に我が国の脅威となるような国家が誕生することを恐れ、干渉、侵略した歴史がある。例外的に、文永の役（1274）と弘安の役（1281）は、鎌倉幕府を脅かしたモンゴル軍（高麗との連合軍）の襲来であったが、いずれも暴風雨によって撃退した。

これに対して、韓国は大陸の一部として、不斷に中国やロシアの強い影響を受けてきた。現在も中国の東北三省や中央アジア諸国には外国籍同胞が広く在住する。これについて韓国の歴史教科書は、満州移住同胞、沿海州移住同胞（のちに中央アジアに強制移住させられた）、日本移住同胞、アメリカ移住同胞の四つを指摘している（石渡2000：431－433）。このうち満州移住同胞と中央アジア移住同胞が外国国籍同胞として韓国で働いている。

日本は、資源の乏しい狭隘な国土に、過剰な人口が居住し、それが開発の妨げであるとの認識で、太平洋を越えて米国をはじめ中南米諸国に大量の移民を送出してきた。「狭隘な国土にあふれる人口」という強迫観念が、外国人労働力の受け入れに対してき

わめて制限的な我が国の諸規制の根底にあるものと考えられる。このような人口過剩意識は終戦直後に600数十万人の海外の軍人・軍属および一般法人が引き揚げた際に深刻な食糧不足が発生したことによって一層補強された（脇田・他2012：362）。

(2) 文化

韓国の国外移住同胞の中でも旧満州、現在の東北三省（遼寧省、吉林省、黒竜江省）の在外同胞は、基本的に言語と文化を維持しており、韓国社会への同化に困難が少ない。また、改革開放下の中国の高成長地域が沿海及び南部に集中し、かつての重化学工業の中心であった東北三省の経済成長が相対的に低迷し、そのことが少数民族である朝鮮族の就業と生活保障を困難にしたことが出稼ぎを促したと考えられる。

これに対し、日本の中南米移民については、第二次大戦中は我が国からの情報も途絶状態にあり、戦後の日本経済の国際化の過程で、わが国企業がブラジルなどに進出したことを別にすれば、1990年代に入るまで、日系南米人が再び日本に帰って就労するという可能性は皆無に近く、言語と文化を維持することが困難であった。

韓国は1980年代の労働市場の需給のひっ迫による賃金高騰の時期に、海外出稼ぎ労働の終焉を迎える、ほぼ時を同じくして外国人労働力の受け入れ国となった。このため自国民の出稼ぎ先での体験を外国人労働力の受け入れ政策に生かす姿勢が鮮明である。派独鉱夫看護師看護助手総連合会の政策提言活動はその典型である。

また、在外同胞に加えて、韓国企業の進出先となっているアジアの周辺諸国（フィリピン、インドネシア、ベトナム、ミャンマー等）からも労働力を導入しており、多文化共生への努力を始めていることも日本に先行する取り組みといえる⁶。

日本の場合EPA（経済連携協定）の下で、インドネシア、フィリピンなどから看護師、介護福祉士の受け入れを開始したが、研修生にとって日本語の習得が難しく、国家試験があまりにも難関で合格率が低く、研修から就労への道がほとんど開かれていないことが社会問題化している。

この点について、上述の韓国からの派独看護師が「ドイツでは韓国で取得した資格がそのまま認定され、就労条件や有給休暇、年金受給に至るまで、差別はなかった⁷」と述べていることとはきわめて対照的である。

(3) 社会

日本は版図が比較的明確で鎖国という形で国際社会からの孤立を選択することができた。韓国は、満州以南の民族分布を持ちながら、中国やロシアの脅威にさらされ、頻繁に内政干渉を受けた。また、上述したとおり、日本にとっては、朝鮮半島が外国の干渉

を受けることが潜在的脅威であり、そのために半島情勢に干渉するという微妙な関係があった。

韓国の『国史』教科書では、自国にとって脅威でありながら、その文化を吸収した中国に対しては「自律的受容論」（中国文化を主体的に受け止め、国情に合わせて消化吸収した）が唱えられ、その文化の伝播先となった日本に対しては「施恵論」（施しを与える、恵みを与える）が主張され、日本に対する自國文化の優越性が強調されている⁸。

(4) 政治

日本では第2次大戦後、マッカーサーを最高司令官とする連合国軍最高司令官総司令部（GHQ/SCAP）によって民主主義がいわば「外から与えられた」のに対し、韓国では大韓民国政府樹立（1948）後も、軍政が続き、民主主義体制は市民運動の成果としての側面を持つ。また、朝鮮戦争の休戦（1953）後、共産主義世界と自由主義世界が対立する冷戦下で、朝鮮民主主義人民共和国、ソ連、中国に対峙する前線国家として、西側政府及び西側諸国の民間団体の支援を受けた。

当時の最大の援助国であるアメリカから見れば、日本の戦後復興支援には、真珠湾奇襲攻撃という形で、宣戦布告もなく開戦した卑怯な国に対する複雑な感情があったはずである。これに対して、韓国は社会主義・共産主義の脅威から自由と民主主義を守るべき国として、キリスト教団体なども積極的に支援したに違いない。このことが、韓国国民のキリスト教受容に無視できない影響を及ぼしたものと思慮される。

また、行政と市民という関係についてみると、日本では「外から与えられた」民主主義の下で、1955年の保守合同以来、93年の自由民主党分裂・衆議院総選挙での敗北に至るまで、保革対立の下での保守一党優位が続き、行政はどちらかといえば民主的市民勢力と対立の関係にあり、協力して経済社会問題の解決に努力する姿勢に乏しかった。これに対し、韓国では、民主主義は軍事独裁体制から市民が勝ち取った体制であり、文民政府の下で、北と対峙する緊張関係に対処しつつ、行政と市民が協力する姿勢が生まれた。

(5) 宗教

日本では1637年の島原の乱でキリスト教を弾圧し、オランダ・中国・朝鮮・琉球王国以外との交渉を閉ざす鎖国を行い、宣教師を追放、信者を迫害した。

韓国では17世紀に北京と行き来していた使臣によって天主教（カトリック）が紹介され、はじめは宗教としてよりも西洋の文物の一つとして理解された。これが民間社会に信仰として受容され始めたのは18世紀後半である（石渡2000：205）。すべての人間は天

主の前では平等であり、来世での永遠の命を約束する教えは、しいたげられた人々や女性の間で広く信奉された。その後、天主教は数次の弾圧や迫害を受けたが教勢は衰えなかった。1876年、日朝修好江華条約によって開港した韓国では、宣教の自由を得た天主教が、孤児院を設立運営し、教育と言論を通して愛国啓蒙運動に参加した。他方、新たに入ってきた改新教（プロテスrant）の宣教師は西洋技術を普及させ、学校を設立し、近代教育の発展に寄与しただけでなく、ハングルの普及、迷信の打破、平等思想の伝播、近代文明の紹介など社会・文化面でも多くの業績を残した（石渡2000：381）。このように韓国ではキリスト教が社会事業と民衆啓蒙に貢献し、改新教では日帝が強要する神社参拝を拒み、教会指導者が投獄されるなど、苦難の歴史を韓国の人々と共有したこと、戦後の確固たる地位の確立につながったものと思われる（石渡2001a：358）。

八紘一宇のスローガンのもとで国家神道を強制した日本に較べ、世界宗教が民衆の間に浸透した韓国の方が、外国人労働力の受け入れに際して、より開かれた環境にあったことは言うまでもない。

韓国の2000年現在の宗教別人口比率は、キリスト教（41%）、伝統信仰（16%）、仏教（15%）、新宗教（15%）、儒教（11%）である（二宮書店2011：203）。このような宗教勢力の拮抗状態と、宗教団体による社会事業と民衆啓蒙の伝統が、外国人労働力の人権擁護への原動力になっている。

（6）国境を越えた労働移動の教訓

日系米国人は第二次大戦中に強制収容され悲惨な体験をした。この間、南米における日系人コミュニティは情報が途絶し、根無し草化して、言語や文化の維持に困難が大きかった。高度成長により労働力不足に直面した我が国企業が、海外からの労働力導入よりも、日本製品の市場でもあるアジア諸国への企業の海外進出を先行させ現地生産に着手したことには十分な理由がある。

韓国では、石油ショック後に急増した中東諸国での建設需要を受けて、ゼネコンの進出と一体化した中東への出稼ぎがあり、それより前には、1960年代から77年にかけて、西ドイツへの鉱夫・看護師の派遣があった。その後、国内の人手不足と賃金水準の上昇に伴い、出稼ぎ労働者が帰国するのと前後して、外国籍同胞の帰国就労が始まっている。その後、韓国企業の進出先となったアジア周辺諸国からの労働力の導入も開始され、労働市場の開放性が日本よりも高い。また、導入外国人労働力の処遇について、帰国後の派独鉱夫・看護師などの団体が、海外での就労体験を生かした政策提言活動を行っていることも注目に値する。

むすび

本稿では、韓国の外国人労働者受け入れ政策の先進性について、日韓比較の視点から、学問領域の壁を取り払って、できるだけ多くの作業仮説を提示した。冒頭でも明らかにした通り、本稿は、学位論文の指導の一環と位置付けた教育的研究ノートともいべきものである。

筆者の専門である開発経済学の立場では、近年までの韓国の経済政策は、通商政策、労働政策、中小企業政策など、その多くが日本の事例を範とする、後追い型のものであった。しかし、ここへきて韓国の経済社会は、日本へのキャッチアップを達成しつつあり、成熟社会化に向けて、日本を凌駕する勢いを見せており。本稿で論じた外国人労働者政策がその典型である。

経済社会の総合的水準を計る指標の一つである人間開発指数においても、日韓の格差は、1980年に日本0.778：韓国0.634であったが、その後、1990年、日本0.827：韓国0.742、2000年、日本0.868：韓国0.830、2011年、日本0.901：韓国0.897と、韓国が肉薄しており、戦後経済社会の復興・発展過程において、朝鮮戦争のために、ほぼ10年の遅れをとった韓国が、文字通り日本と対等なパートナーになりつつあることがわかる（UNDP2011：131）。

歴史は勢力の拮抗するライバル間のフェアな競争の下での切磋琢磨が、競争の両当事者の共存共栄の利益にかなうことを教えており。外国人労働者受け入れから多文化共生社会に至る道のりで、日韓両国が相互に学びつつ、より良いグローバル・コミュニティーの創造に参加することを祈念したい。

注)

1) 筆者の指導の下での久永の主たる学会発表と研究会発表は次のとおりである。

- ①「韓国における外国人労働者への支援の現状と課題」(移民政策学会、2011年度年次大会)、
2011年5月22日、立教大学新座キャンパス。
- ②「韓国の雇用許可制による朝鮮族の流入について」(第13回中国社会福祉研究会)、2011年
11月12日、金城学院大学サテライト。

2) 本項(2)および次項(3)は、久永の上記の研究成果(未刊)と、演習における報告のレジュメを参考に執筆した。

3) 開発経済学の分野では、明治期以降の日本の近代化過程について、ガーシエンクロンの「後発性の利益」を鍵概念とする「相対後進性仮説」に基づく説明がなされてきた。

4) 名著『野麦峠』において、諫訪地方の製糸工場に出稼ぎに行く工女たちが、初期には「口減らし」と表現され、製糸業の興隆につれて賃金水準が上がり「糸引き稼ぎ」へと変わっていっ

たことを想起されたい。

5) もとよりこれは極めて試論的なものであって本格的な検証は日韓両国の学際的共同研究を必要とする。

6) 韓国企業の進出先については、日本企業が先行して進出し、日系企業間の強固な取引ネットワークが定着した国々を避け、ベトナムやミャンマー、バングラデシュなど、日系企業の進出が進んでいない国を中心進出したといわれている。また、韓国企業に特徴的な例として、中国の東北3省の朝鮮族の導入と並行して、韓国企業のこれら地域への進出も見られる（関2003：5－13）。

7) 2012年11月29日の派独鉱夫看護師看護助手総連合会本部（ソウル）における聞き取り調査による。

8) 筆者も立ち会った2011年11月29日の「派独鉱夫看護師看護助手総連合会」でのインタビューに先駆けて、久永は同団体に調査研究に対する協力を求め、連合会会長名で「日本と韓国は地理的に近い国である。昔の生き様を韓国にきて取材するのは、当時ドイツで働いた韓国と日本の労働者らの同質感を探すものだと思う。本当にいい事だと思う。日本と韓国の共通点を探し、新しい時代のアジアの同伴者的立場から一緒に発展できる契機になればと思う。」との返答を受け取っている。ここには韓国人の歴史認識における対日「施恵論」がくみ取れる（石渡・越田2002：20－22）。

[参考文献]

李榮薰永島広紀訳[2009]『大韓民国の物語：韓国の「国史」教科書を書き換えよ』文藝春秋

石渡延男監訳[2000]『世界の教科書シリーズ・1 新版 韓国の歴史——国定韓国高等学校歴史教科書』明石書店

石渡延男監訳[2001a]『世界の教科書シリーズ・4 入門韓国の歴史（新装版）——国定韓国中学校国史教科書』明石書店

石渡延男監訳[2001b]『世界の教科書シリーズ・3 わかりやすい韓国の歴史（新装版）——国定韓国小学校社会科教科書』明石書店

石渡延男・越田稜編著[2002]『世界の歴史教科書：11ヶ国の比較研究』明石書店

ガーシェンクロン絵所秀紀・他訳[2005]『後発工業国の経済史：キャッチアップ型工業化論』ミネルヴァ書房

関満博[2003]「韓国中小企業の中国進出：退路を断った、著しい現地化の実態」『商工金融』第53巻第5号（2003年5月）pp.5－13。

二宮書店[2011]『2011データブックオブザワールド』二宮書店

渡辺利夫[1986]『開発経済学：経済学と現代アジア』日本評論社

渡辺利夫[2010a]『開発経済学入門[第3版]』東洋経済新報社

渡辺利夫[2010b]『國を捨つるなけれ —『坂の上の雲』の時代に学ぶ』海竜社

脇田修・大山喬平他[2012]『日本史B 新定版』実教出版

NHKスペシャル『ワーキングプア』取材班・編[2008]『ワーキングプア解決への道』ポプラ社

UNDP[2011] *Human Development Report 2011: Sustainability and Equity: A Better Future for All*, UNDP.